

○女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律の特定事業主等を定める規則

平成 28 年 3 月 30 日

規 則 第 4 号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令第 318 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 15 条第 1 項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとし、それぞれが任命する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

- （1）管理者
- （2）議会の議長
- （3）代表監査委員

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。